

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西会津町長 薄 友喜

市町村名 (市町村コード)	西会津町 (07405)	
地域名 (地域内農業集落名)	三河地区 (井谷、八重窪、橋屋、戸中)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 5月22日・28日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

橋屋・戸中集落は、水稻やソバ、キュウリ等の栽培が盛んな地域である。地区内では、ソバ組合を立ち上げ耕作しているが、組合員は現在2名のみであり生産拡大が困難な状況である。また、水利組合を組織し、耕作に必要な水は阿賀川からポンプアップして引いているが、ポンプが壊れた際の修理費用や維持管理費用の負担に悩みを抱えている。加えて、高齢化の進行や有害鳥獣被害の増加により担い手の減少が進んでいる。

井谷・八重窪集落では、地域の担い手が少ないほか、地域の水利が悪いため農地を保全することが困難な状況である。また、有害鳥獣被害が年々拡大しており、農地の管理に苦慮している。さらに、集落には農業用機械を所有している人が少ないため耕作ができないといった課題も抱えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

橋屋集落では、ソバの栽培が盛んであるためソバを活用した取組みを集落内で実施したいと考えている。

戸中集落では、新規就農者がいるため、今後5年間は現状の担い手で農地を維持していく予定である。また、今後さらに鳥獣被害が増えることが予想されるため集落単位で電気柵を設置し、作物被害の予防や農地を守る取組みを行っていく。

井谷・八重窪集落では、現状維持が精一杯であるが、農道から近いほ場については、保全を図っていく。農作業や農地管理については、西会津町農業公社への委託を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	94.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して進めていく予定である。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・今後耕作者が少なくなった際に活用を検討する。 ・後継者不在の農地については、農地中間管理機構に貸し出し集約化を図っていく予定である。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状維持が精一杯であるため現在は取り組みを考えていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域外の希望する認定農業者等を募るなど経営体の確保に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落により状況は異なるが、今後農作業が困難な農地について西会津町農業公社へ農地保全等の委託を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域ぐるみで電気柵を設置し、有害鳥獣被害防止に努める。
⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用し、集落ごとに定期的な共同作業を実施していく。